

**猟銃・空気銃・クロスボウを所持している方・所持しようとする方へ  
～銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策について～**

**【更新申請等について】**

**1 申請**

新型コロナウイルス感染症の影響により、診断書、身分証明書、講習修了証明書、技能講習修了証明書等を提出又は提示することができない場合であっても、それ以外の申請書類を提出し、後日、これらの書類を提出又は提示することを可能とします。

**2 郵送等による手続**

郵送（簡易書留）又は代理人により、申請書類を提出することも可能です。この場合、後日、猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを提示していただきます。また、認知機能検査を受けなければならない方は、後日、検査を受けていただきます。

なお、郵送による手続を行う場合、警察署に郵送する際には、郵便切手を貼付した返信用封筒（簡易書留）を同封していただくなど、郵送及び返送に必要な費用は、ご本人に負担していただきます。

**3 所持及び更新可能期間の指定**

申請書類を提出した後、許可の有効期間が満了する日までに、全ての手続が完了できない場合において、不更新にするべき事情がないときには、許可の有効期間が満了する日から起算して3か月を経過する日まで、猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを所持することができる暫定的な措置を行います。

**4 講習修了証明書等の有効期間**

新型コロナウイルス感染症に起因する事情により、講習修了証明書及び技能講習修了証明書の有効期間が経過した場合には、更新の時点において、有効なものとして取り扱います。

**※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、申請等ができない方は、上記の対応ができる場合がありますので、必ず、**

**島根県警察本部生活安全企画課**

**（0852-26-0110）**

**又は最寄りの警察署に相談してください。**